

京都市再生可能エネルギー等導入推進基金事業評価会議開催要綱

平成25年11月1日決定

(趣旨)

第1条 再生可能エネルギー等導入推進基金事業について、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、京都市再生可能エネルギー等導入推進基金事業評価会議（以下「評価会議」という。）を開催する。

(委員)

第2条 評価会議に参加する委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が依頼する。

2 前項の規定により依頼する委員の人数は、5人以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の指名等)

第4条 市長は、委員のうちから評価会議の会長を指名する。

2 会長は、評価会議の進行をつかさどる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 評価会議は、市長が招集する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、評価会議の開催に必要な事項は、環境政策局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。